

(お知らせ)

平成 25 年 7 月 3 日
行 財 政 局

〔 担当 コンプライアンス推進室 〕
Tel 222-4069

京都市公正職務執行審議会の開催結果について

本日開催いたしました平成 25 年度第 1 回京都市公正職務執行審議会の結果について、下記のとおりお知らせします。

記

- 1 日 時 平成 25 年 7 月 3 日 (水) 午前 10 時 30 分から午前 11 時 30 分まで
- 2 場 所 職員会館 かもがわ 大多目的室 (3 階)
- 3 出席者 (敬称略)
委 員 藤岡一郎 (会長), 安保千秋 (副会長)
大西啓子, 梶谷正, 高木光, 平林幸子, 塚本稔
京都市 人材育成政策監 田中照人, コンプライアンス推進室長 吉田良比呂ほか

4 議事内容

(1) 不正な要望等及び不正な言動を伴う要望等の状況等について

平成 24 年度下半期における要望等の総数 5,154 件のうち、措置を講じた不正な要望等及び不正な言動を伴う要望等に該当するものは 1 件 (事案の概要については裏面参照) であった。当該案件につき事案の概要及び本市が講じた措置について報告し、これに対して意見をいただいた。

(2) 委員からの主な意見

ア 不正な要望を行う者に対して不正であることを認識させるために、また、空き缶の持ち去り等の指導現場における職員の円滑な職務遂行を図るために、規制、指導の根拠となる法令の、より一層の市民への周知が必要である。

イ 職員が、職務遂行上行使し得る撮影などの手段やその範囲について、職員の公正な職務遂行の確保の観点から、ガイドラインを定めることなどを検討すべきである。

措置を講じた不正な要望等及び不正な言動を伴う要望等の概要

年 月	平成 2 5 年 1 月
関 係 部 局	環境政策局
事案の概要	空き缶の持去りについての対応を依頼する市民からの通報を受け、所管課の職員 3 名（以下「職員 A」、「職員 B」、「職員 C」という。）が、通報のあった空き缶収集場所周辺を巡回していた。 職員 3 名は、空き缶の入った本市指定のごみ袋を自転車に積む要望者と要望者の妻と思われる女性を発見したため、追跡したところ、要望者が自転車に積んで運んできた本市指定のごみ袋から、空き缶を別の袋に移し替えているところを現認した。 職員 A は要望者に対して、職員証を提示し、京都市職員であることを明らかにしたうえで、指導したところ、要望者は反抗的な言動を繰り返した。 職員 A は粘り強く説得するとともに、職員 B が要望者の自転車のかごから、本市指定のごみ袋から空き缶を移し替えた袋を取り、地面に置いた。 要望者の妻と思われる女性はその袋を自転車のかごに戻したため、再度、職員 B が袋に手をかけようとしたところ、要望者は怒鳴りながら、所持していた工具を振りかざして殴りかかり、これを避けようとした職員 B の右手薬指に工具が当たった。また、要望者は、止めに入った職員 A の左上腕部を工具で殴打した。さらに、職員 B が工具を取り上げた際、要望者は、職員 B の顔面を素手で殴打した。 その後、現場から立ち去ろうとした要望者の妻と思われる女性を、職員 C が追いかけたところ、要望者は、それを追いかけてきて職員 C の顔面を素手で殴打した。また、要望者は、止めに入った職員 A の顔面も素手で殴打した。
講じた措置内容及びその後の状況	職員 C は警察に通報した。 警察が到着し、要望者は公務執行妨害の容疑で現行犯逮捕された。 なお、要望者は、京都地方検察庁から傷害罪及び暴行罪で略式起訴され、京都簡易裁判所から罰金 1 5 万円の略式命令を受けた。